

令和7年度 狂犬病予防注射（集合注射）及び登録実施のお知らせ

狂犬病予防注射(集合注射)を、下記の日時・場所で行います。最寄りの場所で受けてください。



【日程】

5月28日（水）		5月29日（木）	
時 間	場 所	時 間	場 所
午前の部		午前の部	
		8：40 ～ 8：45	日向会館
		8：50 ～ 8：55	仏一原停留所
		9：00 ～ 9：10	井原公民館
		9：20 ～ 9：30	断魚自治会館
		9：40 ～ 9：50	片田会館
		10：00 ～ 10：15	茅場自治会館
		10：20 ～ 10：35	中野体育館
		10：40 ～ 10：50	中野北区自治会館前
		11：00 ～ 11：10	中野西区自治会館
		11：15 ～ 11：25	後原集会所
		11：30 ～ 12：00	矢上交流センター駐車場
午後の部		午後の部	
13：15 ～ 13：25	小掛谷集会所	13：10 ～ 13：15	吉原丸子自治会館
13：35 ～ 13：45	新荻原集会所	13：25 ～ 13：35	山の内自治会館
13：55 ～ 14：10	鹿子原旧育苗センター	13：40 ～ 13：45	日貫多聞館
14：20 ～ 14：30	力沢谷会館	13：55 ～ 14：05	福原自治会館
14：40 ～ 14：50	須摩谷集会所	14：30 ～ 14：35	日和東自治会館
14：55 ～ 15：05	上大畑谷集会所	14：40 ～ 14：45	桜井自治会館
		14：50 ～ 15：00	日和公民館

【持参するもの】

- 料金 ※おつりがいらないうご準備ください。

新規登録の場合 6,000円		登録済み（注射のみ）の場合 3,000円	
(内訳) 登録手数料	3,000円	(内訳)	
注射料	2,450円	注射料	2,450円
注射済み票交付手数料	550円	注射済み票交付手数料	550円

- 犬の登録・狂犬病予防注射申請書（ハガキ）

犬が死亡したとき・犬の住所が変わったとき・飼い主が変わったとき



犬名、犬種、飼い主氏名、住所、連絡先を役場に届出ください。

他の病院で注射を受けられた場合は、必ず、

①お送りしたハガキ

②動物病院で発行した「狂犬病予防注射済証」を、役場まで必ず持参ください。

注射済票をお渡します。（注射済票代：550円が必要）

ハガキの内容に修正がある場合は申し出ください。



狂犬病予防法により、年1回、予防注射を受ける必要があります。

集合注射の時に注射実施ゆう予の診断は行いません。

注射実施ゆう予は必ず動物病院で診断を受け、ゆう予の場合は「ゆう予証明書」（裏面参照）を動物病院でもらい、役場に提出してください。ゆう予証明書の有効期間は1年間です。

邑南町役場町民課

☎ 95-1114

IP050-5207-3006

※ ゆう予を受ける場合は、下記の様式(例)を動物病院等で証明をもらった後、役場町民課まで提出ください。

認定獣医師氏名

狂犬病予防注射ゆうよ認定書を交付しましたので報告します。

見本

年度 狂犬病予防注射実施ゆうよ認定書

所有者及び管理者住所氏名			電話 ()			
登録番号		第 号	毛色			体格 特大、大、中、小
種類		生年月日		性別 ♂・♀	犬の名	
この犬は、下記理由により狂犬病予防注射の実施をゆうよする必要があることを認めます。						
理由病名等	☐ 下痢、嘔吐があり食欲がない。 ☐ 病気療養中である。 ☐ 妊娠している。 ☐ 高齢のため元気がない。 ☐ 食欲がない。 ☐ 分娩後 1 箇月以内である。 ☐ その他 ()					
	認定年月日		年 月 日		ゆうよを要する期間	
	年 月 日		年 月 日			
認定した獣医師の氏名			電話 印 ()			

★この用紙を市町村役場に提出してください。

※注意

「狂犬病予防法」によって、飼い主は1年に1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。ゆうよ期間が満了したら、ただちに最寄りの獣医師のところで、予防注射を受けてください。なお、ご不審な点がございましたら、最寄りの保健所へ連絡ください。

狂犬病予防法

(昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。)の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者